

件名	教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
主管課	義務教育課
根拠法令等	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年12月11日公布、令和3年4月1日ほか施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由</p> <p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、教育職員に1年単位の変形労働時間制を選択的に導入することができるよう、所要の改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 長期休業期間等に週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、週休日及び正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる旨の規定を追加する。</p> <p>(2) 人事委員会規則において次に掲げる事項について定めることを規定する。</p> <p>ア 対象となる教育職員の範囲</p> <p>イ 対象期間（1箇月を超え1年以内）</p> <p>ウ 対象期間の起算日、対象期間を設定できる期間の範囲</p> <p>エ 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間）</p> <p>オ 特定期間の起算日</p> <p>カ 対象期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間</p> <p>(3) 週休日及び正規の勤務時間の割振りを別に定める場合には、文部科学大臣の定める「指針」に定められた措置を講ずることを規定する。</p> <p>(4) 「指針」に定められた措置を講ずることができなくなった場合等には、「勤務することを要しない時間」を指定し、通常の勤務時間に戻すことを規定する。</p> <p>(5) 「勤務することを要しない時間」の取扱い等に係る所要の規定整備を行う。</p> <p>(6) 教育職員の給与に関する条例について所要の字句修正を行う。</p>	
施行日	令和3年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	